

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	厚別区役所等じん芥収集運搬業務
発 注 課	厚別区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	一般財団法人札幌市環境事業公社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務を履行することが可能な事業者は、札幌市の許可を受けた上記1社のみであるため。	
※事業系一般廃棄物の収集運搬は、別添「収集運搬体制の集約化について」（平成6年3月1日、札リ指第556号）により上記事業者に集約化されている。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年2月19日

札リ指第556号

平成6年3月1日

各 位

札幌市長

桂 信雄

収集運搬体制の集約化について（お知らせ）

初春の侯、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、本市の環境行政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、事業系一般廃棄物の収集運搬体制につきましては、昭和48年以来現行の7業者に収集の許可を与える体制をとってまいりましたので、皆様方も、いずれかの業者に収集運搬を依頼しているかと存じます。

これらの状況を踏まえ、昨年1月、リサイクルシステム制定委員会から、「現在の収集運搬業者のあり方や収集運搬体制について、公益的見地に立った第三セクター化等を含めて検討する必要がある」という答申をいただきましたので、本市ではこれを基本に種々検討を重ねてまいりました。

つきましては、本年4月1日から財団法人札幌市環境事業公社に許可を出す形で収集運搬体制を集約化することになりました。

皆様方におかれましては、ごみの減量、リサイクルの推進のための本市の施策に十分ご理解いただき、財団への契約の切替え等にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。